

## 医療費控除について

問 医療費控除の対象となる補聴器の購入費用について、注意点を教えてください。

答 日常最低限の用をたすための補聴器の購入費用であっても、医師等による診療等を受けるため直接必要なものでなければ、医療費控除の対象とはなりません。補聴器相談医（一般社団法人 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定）の資格を持った医師が記載する「補聴器適合に関する診療情報提供書（2018）」に必要事項の記載があり、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合には、補聴器の購入費用（倉吉市の補助金交付額分は減ずること）は、医療費控除の対象となります。

※詳しくは、倉吉税務署（☎ 0858-26-2721）にお問い合わせください。